

○座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設の設置及び管理運営に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設の設置及び管理運営に関する条例(平成 15 年座間味村条例第 5 号)(以下「条例」という。)第 11 条の規定に基づき、座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設(以下「阿嘉離発着施設」という。)の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 4 条の許可を受けようとする者は、座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設使用申込書(様式第 1 号、以下「使用申込書」という。)を村長に提出しなければならない。原則として、飲食物又は、お土産品以外の販売はできないものとする。

(使用許可の基準)

第 3 条 村長は、前条の「使用申込書」を受理した場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織等の利益になるおそれがあるとき。
- (3) 施設を破損するおそれがあるとき。
- (4) 目的外に使用した場合。
- (5) その他、村長が適当でないと判断したとき。

(使用の許可等)

第 4 条 阿嘉離発着施設の使用を許可する場合は、座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設使用許可通知書(様式第 2 号、以下「使用許可通知書」という。)を当該申込者に交付するものとする。

2 前項の場合において、村長は管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。

3 村長は、使用申込書の提出があつた場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申込書に座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設使用不許可通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

(使用の契約)

第 5 条 前条第 1 項により使用許可通知書の交付を受けた者は、阿嘉離発着施設の使用に関する請書(様式第 4 号)を提出しなければならない。

(使用期間・使用条件)

第 6 条 阿嘉離発着施設の使用許可を得たものの使用期間は「会議室」を除き 1 年間(4 月～3 月)とし、最長 3 年まで更新することができる。

2 使用者は、次の各号の条件を具備するものでなければならない。

- (1) 使用者は、現に居住し、本村に住民登録をして1年以上となる者。
- (2) 村税や村が徴収する各種料金等において滞納がない者。
- (3) 使用者は、個人及び村内に拠点を置く団体とする。
- (4) 使用者は、座間味村ちゅら島づくり条例を遵守できる者。
- (5) その他法令違反等がないこと。

※第三者ないし警察に法令違反を指摘され、捜査が開始された場合には、(5)に該当するものとする。

3 使用期間の更新をする場合は、座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設使用期間更新申請書（様式第5号、以下「更新申請書」という。）を使用期間が満了する日の30日前までに村長に提出しなければならない。

2 阿嘉離発着施設の使用期間の更新を許可する場合は、座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設使用期間更新許可通知書（様式第6号、以下「更新許可通知書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

3 村長は、更新申請書の提出があった場合において、その内容が条例3条の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申請者に座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設使用期間更新不許可通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（遵守事項）

第7条 阿嘉離発着施設を使用する者は、条例で規定する事項の他次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可が必要とされている施設及び設備を許可なく使用しないこと。
- (2) 施設内で指定使用箇所以外で物品の販売又はその他これらに類する行為をしないこと。
- (3) 許可なく宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示しないこと。
- (4) ペットに類するものを、建物内に持ち込まないこと。
- (5) 前各号に掲げるものの他、阿嘉離発着施設の管理上必要な事項については村長の指示に従うこと。

（使用者の拒否等）

第8条 村長は、前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者に対して使用を拒否し、又は施設使用許可を取り消すことができる。

（使用料金の納付）

第9条 使用許可通知を受けた者は、条例第6条に規定する使用料を指定された納付期限まで一括納付しなければならない。ただし、使用料について一括納付が困難な場合は、座間味村阿嘉漁港船舶離発着施設使用料分割納付申請書（様式第8号）により分割納付について村長の承認を受けなければならない。

2 分割納付できる回数は6回までとし、金額は均等割とする。

3 村長は、公益上又は相当な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。減額する場合の減額率は100分の75までとする。（公益上又は相当な理由とは、災害又は

盗難若しくは横領によって、資産について損害を受けた場合等に限る。)

(施設の返還)

第 10 条 阿嘉離発着施設の使用期間が満了し、又は使用期間中に該当施設を退去する場合は、施設明け渡し届 (様式第 9 号、以下「明け渡し届」という。) を村長に提出しなければならない。

(補則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、阿嘉離発着施設の維持管理に必要な事項は、村長の指示及び決定に従うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。